

ID: 118

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	特別の設備等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市住吉会館条例 第10条ただし書		
例 規 番 号	平成19年条例第66号		
【根拠条文】 (施設等の変更禁止) 第10条 利用者は、施設等に特別に設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日